

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

## 謝金及び報酬に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、本協会の各種事業に関し役務の提供をした者に対し、謝金、報酬等を支払う場合の手続きを定め、本会の円滑な事業遂行を図ることを目的とする。

### (役務の種類)

第2条 この規程による謝金、報酬等の支払の対象となる役務は、次のとおりとする。

- (1) 本協会が主催する各種事業における講演、講義、実技講習、大会環境の整備及びそれらの補助行為
- (2) 本協会の会議及び委員会等への出席
- (3) 本協会が発行する機関誌、出版物等への執筆
- (4) その他、会長が必要と認める役務

### (謝金・報酬等の支払)

第3条 この規程による謝金、報酬等の支払いは、別表により現金又は振込をもって速やかに行う。なお、依頼を受けた者が出席のため出張を伴う場合は、この規程による謝金、報酬等のほか、旅費等相当額を支払うことができる。

### (領収証の徴収)

第4条 この規程により謝金、報酬等を支払った場合は、受領した者より所定の領収証を徴収する。ただし、やむを得ない理由により領収証を徴収できない場合は、会長の支払証明をもってこれに代えることができる。

### (源泉徴収)

第5条 この規程に基づく謝金、報酬等の支払に際し、本協会が所得税法に定める源泉所得税の徴収義務者となる場合は、所定の源泉徴収を行う。

### (補 則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年8月27日から施行する。

この規程は、平成29年11月12日一部改定

別表（第3条関係）

謝金及び報酬等

本協会外の者

区 分	摘 要	金 額
(1) 講演等	1 講演につき	10,000 円～300,000 円
(2) 出 席	1 日につき	20,000 円以内
(3) 執 筆	400 字当たり	2,000 円以内
(4) その他		会長が定める

本協会内の者（常勤理事を除く本協会役員，常任委員，委員会スタッフ，事務職員）

区 分	摘 要	金 額
(1) 講演等	1 講演につき	10,000 円～100,000 円
(2) 出 席	1 日につき	15,000 円以内
(3) 執 筆	400 字当たり	2,000 円以内
(4) その他		会長が定める